

策定年月
変更年月

平成 16 年 4 月
平成 17 年 4 月
平成 18 年 4 月
平成 19 年 4 月
平成 20 年 4 月
平成 21 年 4 月
平成 22 年 4 月
平成 23 年 4 月
平成 24 年 4 月
平成 25 年 4 月
平成 26 年 4 月
平成 27 年 4 月
平成 28 年 4 月
平成 29 年 4 月
平成 30 年 4 月

H30.4.1

恵那市水田農業ビジョン

(目標年度:平成 33 年度)

平成 30 年 4 月

恵那市農業再生協議会

1 恵那市水田農業改革の基本的な方向

(1) 恵那市農業の特性

恵那市の総面積は 50,419 ha で、海拔 179 m～1,709 m と典型的な中山間地域である。このうち、経営農地面積は 3,076ha(約 6.1%)、うち水田面積は、2,220 ha(前年度より約 15ha の減)、農家数は 5,428 戸であり、ほ場区画が狭小で、殆どのほ場は棚田状態にあり、法面の管理に多くの労力を要している。

主な作物は、水稻、飼料用米、大豆、夏秋トマト、夏秋なす、スイートコーン、花き、栗、そば、にんにく、一部に自然薯、いちご、ブロッコリー、こんにゃく、えごまが栽培されている。また、畜産は、酪農及び肉用牛、養豚経営が中心に行われている。

(2) 作物振興及び水田利用の将来方向

水田利用の主体は水稻である。近年の米余りの状況下で、生産目標の提示により水稻作付面積の制限が実施されており、個々の農家ごとの品種選定による栽培・出荷という形態では販売量の確保を期待することは難しい。国は平成 30 年度で米の直接支払交付金を廃止としたため、今後は地域が主体となって生産目標の調整が必要になるとともに、消費ニーズに対応した高品質・低農薬米をより低コストで生産することが求められる。また、実需者からの様々な需要に関する情報を基に、需要ごとに求められる価格条件等を勘案し、品種統一や栽培方法の統一を促し、品質の均質化が確保できる作付けが必要である。

このため、食味を勘案しつつ「ぎふクリーン農業」や農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドラインに準拠した「岐阜県 GAP」に即した栽培と認定農業者等の大規模経営者及び集落営農等の生産組織による生産体制づくりを推進する。

米の生産目標の実効性確保のため、水稻以外の作物の産地確立を図るには、転作をどう推進していくかによるが、転作物として、土地利用型作物は飼料用米、WCS 用稲、加工用米、米粉用米、大豆、飼料作物、そば、麦、こんにゃく、えごま、野菜はトマト、なす、スイートコーン、いちご、ブロッコリー、自然薯、にんにくを推進する。山林に接続している等、水田として適していない条件不利地には、花きや栗を中心に推進する。

特に、栗は地産地消の観点から供給不足が発生している状況下にある。トマト、なすは現在、大消費地市場へ出荷され品質において高評価を得ており、また契約栽培も拡大しているので、今後とも一層の生産拡大を図る。その他の作物は、地域特産物として価値のあるものであり、加工することによる高付加価値化を図る。

これらの作物の生産に当たっては、できるだけ栽培履歴を明らかにする栽培を推進すると共に環境と調和のとれた農業生産活動規範に基づいた営農を推進する。

近年では、農業従事者の高齢化と鳥獣被害による耕作放棄地の増加が問題となっており、水田の適切な保全管理が困難になってきている。

各地区で策定した「人・農地プラン」をもとに、地域ぐるみでの効果の高い共同活動と、農業者ぐるみでの先進的な営農活動を推進し、恵那の米のブランド化や売れる米の生産体制を確立し、永続的に農業経営・集落形成等できる農村環境づくりを推進する。

(3) 担い手の明確化と育成の将来方向

本市は、典型的な中山間地域で農家の耕地面積は零細であり、自己完結型経営が多く、自己農地への執着が強い。土地利用集積及び作業受委託が一部見られるものの、全般的には少ない。また、大多数の農家は兼業化しており、担い手も高齢化し、耕作放棄地の増加が懸念され、耕地利用率も年々低下している現状にある。

こうした現状から、生産性の高い農業を確立させるためには、認定農業者や集落営農組織等の大規模農業経営者の育成が必要であり、希望の持てる条件を整備・構築する必要がある。

また、農地の利用集積や団地化を、地域ぐるみで計画的に確保する必要があり、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化団体を活用して、利用権設定を促進させることで農地の団地化・利用集積を推進する。

生産組織の育成には、農地の利用調整、機械・施設の効率的な利用により、経営安定が図られるよう、作業効率、コスト削減に繋がる手法を第一に考え作業受委託の促進を図る。

今後とも安定した農業経営を図るには、農業生産法人化した集落営農による共同経営が必要であり、各集落の合意形成を図ることにより集落営農の法人化を推進する。

2 具体的な目標

(1) 作物作付け及びその販売の目標

① 高品質で良食味な米生産の推進

産地間競争が一層激化する中、消費者から名指しで買ってもらえる産地を目指し、作れば売れる時代から脱却し、消費者・実需者が求めている米の生産への意識転換を図り、安全・安心・高品質・良食味に特化した商品性の高い米づくりを実践する。

このため、平成30年度にはJAひがしみの管内でのJA米の100%生産徹底(栽培履歴・種子更新・検査)を目指すとともに、米のブランド化を推進し、高品質・良食味の高品質米の生産を促進する。

また、作期分散を図るため、早生品種中心の作付け体系の見直しを検討し、共同乾燥施設(CE・RC)の利用による品質の統一・販売数量の安定確保を図る。

これらの普及推進には、生産者の栽培技術の向上が不可欠であり、共同防除の適期実施と面積拡大に努めるとともに、適正な施肥等を徹底するほか、栽培技術の水準を高めその均一化に努める。

②地域振興作物の生産拡大と産地づくり

- a 土地利用型作物(飼料用米・WCS 用稲・加工用米・米粉用米・大豆・飼料作物・そば・麦)

土地利用型農業の経営安定を図り、農地集積による作業効率を進めるために、団地化を推進する。また、水稻を基幹とした大豆・そば・麦等の合理的な輪作機械化体系を確立するとともに、需要に応じた高品質・安定生産を図る。そばについては三郷地区の「道の駅らっせいみさと」において、年間需要を地元産そばで賄うことで地産地消を目指す。

- b 野菜等(夏秋トマト、夏秋なす、スイートコーン、いちご、ブロッコリー、自然薯、にんにく、こんにゃく、えごま)

ぎふグリーン農業や岐阜県 GAP の更なる推進と栽培技術の統一を図り、市場・バイヤー・消費者の要望に応えるとともに、営農指導の強化と技術部会等の交流を活性化させ、反収の高位平準化を図る。

また、体験ツアー等により新規栽培者を募り産地拡大を推進する。地元学校給食での流通体系が確立していることから、産直野菜としての振興を図る。

- c 栗

近年、低価格の栗の輸入が増加してきているが、一方で管内は栗の産地であり、かつ大消費地であることから、共販の大部分が超特選栗として特定の和菓子店との契約栽培である。管内の和菓子店からは、鮮度の高い超特選栗の要望が強いことから、新改植事業の展開を強化するとともに、超低樹高栽培技術の徹底と剪定士制度の活用により、放任園・荒廃園の解消を図り生産拡大を行う。

- d 花き、景観作物

景観作物は、農村に良好な景観をもたらすと共に、安らぎと憩いの場を提供し、都市住民との交流の場となるものであることから、地域的にまとまりのある箇所での転作を推進する。

また、菜の花については資源循環作物としての推進をするとともに、花きの生産及び出荷販売の増加を目指す。

③ 作物作付目標

単位:ha

作物		H29年度 現状	H31年度 目標	H33年度 目標	備考
主食用米		1,286.1	1,316.5	1,303.0	
非 主 食 用 米	加工用米	117.5	100.0	110.0	
	備蓄用米				
	米粉用米				
	飼料用米				
WCS用稲		2.3	2.4	2.5	
麦		0.0	0.1	0.1	
大豆		57.2	43.0	44.0	
黒大豆		6.3	6.5	6.7	
飼料作物		28.4	29.0	29.9	
そば		16.9	17.3	17.8	
そ の 他 地 域 振 興 作 物	トマト	6.8	7.2	7.2	
	なす	3.3	4.5	4.5	
	スイートコーン	4.1	4.2	4.3	
	いちご	0.8	0.9	1.0	
	自然薯	1.1	1.3	1.3	
	こんにゃく	1.0	1.2	1.3	
	にんにく	11.8	12.1	12.4	
	ブロッコリー	0.6	0.7	0.8	
	くり	24.2	24.7	25.5	
	えごま	1.9	2.0	2.1	
花き		4.1	4.2	4.3	

④販売目標

消費者は、安全・安心な国内農産物を求める一方で、輸入品など低価格への志向も強めるなど、そのニーズは多様化している。また、生活様式の変容が食の簡便化をもたらしている事から市場、バイヤー、大型店の要望も大変多様化してきている。これに産地として対処していくにはバイヤー、大型量販店等の要望を的確にとらえ迅速に応えて行くとともに、生産面においては柔軟な対応が必要である。

a 売れる農産物づくり

- ・栽培技術の高位平準化による高品質な農産物の生産
- ・各段階のニーズに即した農産物の生産対応
- ・安全・安心・美味しい、ぎふクリーン農産物の生産
- ・地域の特徴を活かしたブランドの更なる確立

b 売れる価格対応

- ・低価格志向に対応できる生産コスト低減の確立

c 売れる場所、方法

- ・市場向け及び大型量販店等との連携方式出荷の選択
- ・販売ルートの新規開拓
- ・地産地消の拡大

d 売れる工夫

- ・産地・産物の PR の強化
- ・他産地の産物との違いを明確にした強い PR
- ・出荷先の要望に合わせた選別・出荷形態の対応

⑤ 作物販売目標

単位:t

作物		H29年度 参考	H31年度 目標	H33年度 目標	備考
主食用米		1,335.0	1,366.5	1,352.5	
非 主 食 用 米	加工用米	609.8	519	570.9	
	備蓄用米				
	米粉用米				
	飼料用米				
	WCS用稲	11.9	12.5	13.0	
大豆		29.5	26.1	26.8	
黒大豆		3.2	3.3	3.4	
そば		5.6	5.7	5.9	
その 他 地 域 振 興 作 物	トマト	465.2	480.0	490.0	
	なす	79.9	88.0	88.0	
	スイートコーン	29.1	29.7	30.8	
	いちご	17.4	17.5	21.0	
	自然薯	7.1	8.0	9.0	
	こんにゃく	7.9	8.0	9.0	
	にんにく	93.7	96.0	98.4	

(2) 担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

① 育成すべき担い手の基本的な考え方・育成目標

水田農業経営の確立に向け、地域農業の担い手として、認定農業者等経営感覚に優れた農業者や新規就農者の育成を図るとともに、個別経営体の不足する地域においては、集落営農組織の育成や活動強化等により、担い手の確保を図る必要がある。

個別経営体の育成は、農業次世代人材投資資金等の制度を利用しながら、協議会、市、JA、県、指導農業士、地域などと連携を図りながら、新規就農者の育成、支援を図り、将来認定農業者になりうる農業者の育成を行う。また、集落型経営体の育成や活動強化については、中山間地等直接支払制度や多面的機能支払交付金などの制度を利用して、地域内の集落協定を育成・強化し、将来集落営農組織などへの組織化を目指す。

土地利用集積は、農家の意向を十分把握し、地域間調整による利用集積を促進する必要がある。特に、担い手・組織の不足する地域では、JA 出資法人等を活用し、各組織の補完的な役割を果たす。

個別経営体については、農地中間管理事業や農地利用集積円滑化団体等により、受託ほ場の分散からほ場の団地化・集積化を推進する。また、JA 顧問税理士等の活用による経営相談、税務指導の支援を行う。

集落型経営体については、担い手不足の集落において、集団転作を始めとする共同作業や、水稻を中心とした受託が行われているものの、財務諸表が記帳されている組織は少ない。今後、集落営農の推進にあたり、集落ぐるみで効率的な生産活動・農村機能の維持を基本に、収益性・継続性のある組織をつくるため、次の事項を推進する。①転作のみ、または水稻のみの単一経営から水稻＋転作の複合経営化を目指す。②大型農機のリース及び機械取得負担の軽減対策。③農業専門機関との連携による技術支援。④経営記帳による現状把握及び経営改善。⑤法人化を目指す集落営農組織の育成

JA 出資法人については、担い手が存在しても利用調整の進んでいない地域や担い手・組織が十分に育成されていない地域もある。このため、貸出農地の集積や賃貸借の調整または農作業の調整を行い、担い手農家に斡旋する。また、借り手の存在しない農地の耕作、農作業を請負い、各組織の補完的な役割を果たし、地域農業の発展と生活の安定を目指す。

恵那市における水田農業の担い手は以下の経営体とする。

- ・認定農業者
- ・水田経営所得安定対策の加入(加入見込み)者
- ・土地利用型が中心の経営体の規模は概ね 3 ha 以上
- ・地域振興作物が中心の経営体は管内の協議会加入者
- ・その他地域にとって必要不可欠な農作業受託組織等(経営規模は概ね 3 ha 以上)
- ・人・農地プランに掲げる担い手

担い手の明確化・育成の目標

区 分	平成 29 年 現 状	平成 31 年 目 標	平成 33 年 目 標	備 考
個別経営体	115	118	122	
認定農業者	48	49	50	
一定要件以上の農業者	4	5	6	10 ha以上の集積
地域振興作物の担い手	63	64	66	
法人経営体	27	28	30	
集落営農組織等	20	21	23	

② 担い手への土地利用集積の目標

ビジョンに掲げる担い手が担う水田面積は、団地化を前提に、集積率を平成 33 年度には（借入地、全作業受託を含み）全体の約 31%以上を目指す。農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体と連携し、規模拡大交付金や農地集積協力金などを活用し、担い手への農地集積の促進を図る。

担い手への土地利用集積の目標

区 分	平成 29 年 現 状	平成 31 年 目 標	平成 33 年 目 標	備 考
担い手が地域の農用地の利用に占める面積のシェア	29%	30%	31%	

3 地域水田農業ビジョン実現のための手段

(1) 経営所得安定対策の推進

経営所得安定対策を活用し、農家経営の安定と生産力の確保を図るとともに、食料自給率の向上と農業の多面的機能の維持を目指す。

① 水田活用の直接支払交付金

水田で麦・大豆・米粉用米・飼料用米などを生産する販売農家・集落営農に対して、主食用米と同等の所得を確保できる水準の交付金を直接交付する。

○交付単価

【戦略作物助成】全国統一基準

対象作物		単価(10a当たり)
麦、大豆、飼料作物		3.5万円
新規需要米	WCS(稲発効粗飼料)用稲	8.0万円
	加工用米	2.0万円
	米粉用米・飼料用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円

※戦略作物:麦、大豆、飼料作物・WCS用稲、加工用米、米粉用・飼料用米

【産地交付金】

岐阜県ビジョンおよび恵那市水田フル活用ビジョンに基づく作物(作物ごとに取組要件や品種などの条件および単価が設定)への取組に対し支援する。

※単価の詳細は各ビジョンに記載

○交付対象者

販売目的で対象作物を生産する販売農家・集落営農

② 畑作物の直接支払交付金

諸外国との生産条件の格差により不利がある国産農産物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね)の生産・販売を行う認定農業者、集落営農、認定新規就農者に対して交付金を直接交付する。

<数量払>

自給率向上に向けて生産拡大を図る必要があることから、全算入生産費をベースに算定した標準的な生産費と標準的な販売価格との差額分を60 kg(1t)当たりの単価で交付。

○平均交付単価

小麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ
6,890円／60kg	9,040円／60kg	7,180円／t	11,610円／t

※品質に応じて単価の増減

<面積払(営農継続支払)>

農地を農地として保全し、営農を継続するために必要な最低限の経費が賄える水準を「営農継続支払」として、当年産の作付面積に対して10a当たりの単価で交付。

○交付単価：2.0万円／10 a（そばについては、1.3万円／10 a）

(2)経営体育成支援事業の推進

新規就農者、認定農業者、集落営農組織などが経営規模の拡大や経営の多角化を目指すために必要な農業用機械の整備等の支援を推進する。

《事業内容》

①融資主体型補助事業

農業経営の発展・改善を目的として、主に金融機関からの融資(プロジェクト融資)を活用して農業用機械の整備等を行う場合に、融資残の自己負担部分について助成を行う。助成率は、経営改善に関する目標等に応じて最大で3/10までです。

②追加的信用供与補助事業

プロジェクト融資に係る保証を行う農業信用基金協会に対し、当該保証付き融資に係る保証債務の弁済及び求償権の償却に伴う費用への補てんにあたるための経費について助成を行う事業です。

(3) 耕作放棄地再生利用交付金事業の推進

耕作放棄地に利用権等を設定した引き受け手が、耕作放棄地で作物を生産する場合、作物生産のための条件整備(耕作放棄地の再生、土壌改良等)を総合的に支援し、耕作放棄地の再生に取り組み、農地の農業上の有効利用と食料自給率の向上を図る。

○対象者 農業を営む個人、農業生産法人、集落営農組織等

○支援の主な内容

・再生作業(障害物の除去・深耕・整地等)

5万円/10a、重機を用いて行う再生作業(補助率1/2以内等)

・土壌改良

2.5万円/10a(最大2年間)

○条件 再生作業を行う年度から起算して5年以上耕作すること。

農振農用地であり、農業委員会が耕作放棄地として認めている農地であること。

(4) 就農支援事業の推進

地域就農協議会による就農促進活動の推進、就農支援を推進する。

○就農相談会の開催、情報交換、技術習得支援(あすなる農業塾実施事業)等

(5) その他の事業等の活用

水田農業ビジョンを推進するため、水田を活用した作物生産に係る施設整備事業及び機械整備事業、担い手の育成に係る各種事業等を活用できる。

- ・強い農業づくり交付金
- ・産地活性化総合整備事業
- ・中山間地農業ルネッサンス事業
- ・中山間地域等直接支払交付金
- ・農業経営法人化支援総合事業
- ・食料産業、6次産業化交付金
- ・機構集積支援事業
- ・その他